

日南町タウンズネット加入契約約款

日南町（以下「甲」といいます）と甲が提供するタウンズネットを利用した放送等のサービスを受ける者（以下「乙」といいます）との間に締結される契約（以下「加入契約」といいます）については、この約款を適用するものとします。

第1条（甲の業務）

甲は、甲が定めるサービス提供区域内において、乙のために次の各業務（以下これらを単に「業務」といいます）を第三者のケーブルテレビを活用して平成16年10月までに開始します。

1. 第三者のケーブルテレビにおいて受信可能なテレビジョン放送を再送信する業務
2. テレビジョンによる甲の自主制作放送番組を有線により第三者のケーブルテレビを経由して放送する業務

第2条（加入契約の成立等）

- （1）加入契約は、乙が甲所定の加入申込書を甲に提出し、甲がこれを承諾し、加入契約料が納入されたときに成立します。
- （2）甲は、加入契約が成立した後、直ちに領収書を発行してこれを乙に交付します。

第3条（加入契約料及び各種の料金）

- （1）乙は、甲に対し、甲が別途定める料金規定（以下「料金規定」といいます）に従って、加入契約料及び各種の料金を支払うものとします。
- （2）甲は、諸物価の変動、設備の改善またはその他の事由によって加入契約料または各種の料金等が不相当となったときは、料金規定の全部または一部を改定することができます。ただし、この場合、甲は、事前に乙にその内容を通知するものとし、通知があった日の属する月の翌月1日から改定後の料金規定を適用するものとします。
- （3）NHKのテレビ受信料（衛星放送受信料を含みます）は乙が負担し、乙において直接NHKに支払うものとします。

第4条（保安器の貸与及び使用料）

- （1）甲は、乙に対し、登録番号を付した、甲所有の保安器を貸与するものとし、乙は、甲から貸与を受けた保安器のみ使用し、他の保安器を使用することはできません。
- （2）乙は、料金規定に定める保安器の使用料を甲に支払うものとします。
- （3）乙は、加入契約が終了した場合には、直ちに保安器を甲に返還しなければなりません。この返還の方法は甲が指定する方法に従うものとします。

第5条（施設の設置及び費用の負担等）

- （1）甲の放送センターから保安器までの施設（以下「本施設」といいます）のうち、放送センターから保安器までの施設の設置に要する費用は甲が負担し、保安器の出力端

子以降の施設の設置に要する費用は乙が負担するものとします。

- (2) 本施設のうち、放送センターから保安器までの施設（以下「甲施設」といいます）は甲が所有し、保安器の出力端子以降の施設（以下「乙施設」といいます）は乙が所有するものとします。
- (3) 前2項の甲施設及び乙施設の設置工事は、甲もしくは甲が指定または承諾する業者によって行うものとします。

第6条（各種の料金及び諸費用等の支払い方法）

- (1) 乙が甲に支払う加入契約料、各種の料金の支払い方法は、料金規定の定めに従うものとします。
- (2) 前項のほか、乙は、この約款の定めに従って乙が負担する諸費用その他の金銭債務を、甲から請求があった日から1月以内に、甲の指定する方法に従って甲に支払うものとします。

第7条（管理責任及び免責事項等）

- (1) 甲は、甲施設について維持管理責任を負い、乙は、乙施設について維持管理責任を負うものとします。
- (2) 乙は、甲施設の維持管理のために、甲が一時的に業務を停止することがあることを予め承諾し、事由の如何を問わずこれに対して異議を述べることができません。
- (3) 天災地変等のやむを得ない事情によって、本施設が壊滅または損壊した場合、もしくは、乙施設に起因する事故が生じた場合には、甲は一切責任を負わないものとします。ただし、甲施設及び乙施設の修復に要する費用がいずれも僅少であって修復が容易なときは、甲乙は、それぞれの施設を各自の費用をもって修復するものとします。

第8条（設置場所の無償使用等）

- (1) 甲は、本施設を設置するために必要な限度において、乙の所有または占有する敷地もしくは家屋その他の構築物（電柱を含む）等及び上空を無償で使用することができるものとします。
- (2) 乙は、本施設の設置について、地主、家主その他の利害関係人に対し、予め必要な承諾を得ておくものとし、本施設の設置について利害関係人との間に後日紛議が生じた場合にも、甲は一切責任を負わないものとします。また、日南町及び日南町の指定する業者は、設置及び撤去工事に伴う家屋及び構築物等の穿孔（損傷）等に関して、原状に服する義務を負わないものとします。

第9条（立入検査等への協力）

乙は、本施設の検査または修理を行うために、甲または甲の指定する業者が乙の所有または占有する敷地もしくは家屋その他の構築物に出入りすることについて協力を求めた場合は、常にこれに協力し適宜の措置を講ずるものとします。

第10条（施設の修復及び費用の負担）

- (1) 甲は、乙から受信異常がある旨の通知を受けた場合は、速やかにこれを調査し必要な修復を講ずるものとします。
- (2) 受信異常の原因が乙施設に起因する場合は、その修復に要する費用は乙が負担するものとします。
- (3) 受信異常の原因が保安器に起因する場合は、保安器の構造上または設置上の瑕疵による場合を除き、その修復に要する費用は甲が負担するものとします。

第 1 1 条 (放送内容の変更)

甲は、甲が行う放送番組を随時変更することができるものとし、乙は、これについて異議を述べることはできません。

第 1 2 条 (加入申込書記載内容の変更)

- (1) 乙は、加入申込書の記載事項のうちサービス内容の変更を希望する場合は、保安器の登録番号を明示してその旨を甲に通知し、その後、甲が指定する方法に従って必要な申し出をするものとします。
- (2) 甲は、前項の申し出があった場合には、速やかに乙と協議のうえ新たなサービス内容を特定するものとします。
- (3) 乙は、第 1 項の場合のほか、加入申込書の記載事項の一部の変更を希望する場合は、保安器の登録番号を明示してその旨を甲に通知するものとし、この場合、爾後の措置は甲の指示に従うものとします。

第 1 3 条 (設置場所の変更等)

- (1) 乙は、転居等により乙施設を移設する必要がある場合は、1ヶ月以上前に書面をもってその旨を甲に申し出るものとします。この場合、甲は、サービス提供区域内であって引込工事が可能な場所に限り、その移設を認めるものとします。
- (2) 前項の移設に必要な工事は、甲または甲が指定または承諾する業者が行うものとします。ただし、工事に要する費用は乙が負担するものとします。

第 1 4 条 (地位の譲渡及び名義書換料)

乙は、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、加入者としての乙の地位を第三者に譲渡することはできません。

第 1 5 条 (乙の申し出による業務提供の一時停止等)

- (1) 乙は、業務の提供を受けることを一時停止しまたはその再開を希望する場合は、書面をもってその旨を甲に申し出るものとします。
- (2) 業務提供の一時停止は、毎月 1 日から末日までの 1 ヶ月間を 1 単位とするものとし、この単位以外の停止は認められません。

第 1 6 条 (禁止事項)

- (1) 乙は、本施設を改変することはできません。

(2) 乙は、甲が業務として提供した番組の内容を第三者のために録画または録音することはできません(このことは法令により禁止されています)。

第17条(乙からの解約)

(1) 乙は、加入契約を解約しようとする場合は、甲に対し、1ヶ月以上前に書面をもって予告しなければなりません。この場合、加入契約は予告期間満了の日に終了します。

(2) 乙は、甲に対し、前項の予告に代えて、各種の料金を前納することによって、加入契約を即時解約することができます。

第18条(乙の義務違反による業務提供の停止)

(1) 乙が、加入契約料または各種の料金の支払いを2ヶ月以上遅延したとき、または、この約款に違反する行為をしたときは、甲は、直ちに業務の提供を停止することができます。

(2) 乙は、前項によって業務の提供を停止された場合においても、停止された日の属する月の末日までの分の各種の料金を甲に支払わなければなりません。

(3) 乙は、業務の提供を停止された場合は、違反行為を是正したうえ各種の料金その他の金銭債務の未払額の全額を甲に支払うことによって業務提供の再開を申し出ることができ、この場合、甲は、乙の申し出に応ずるものとします。ただし、乙は、再開を申し出た日の属する月の分の各種の料金を支払わなければなりません。

第19条(解除及び損害賠償)

乙が、加入契約料または各種の料金の支払いを3ヶ月以上遅延したとき、または、前条によって義務の提供を停止された日から1ヶ月以内にその再開を申し出なかったとき、もしくは、この約款に著しく違反する行為をしたときは、甲は、乙に対し、何らの催告をすることなく直ちに加入契約を解除し、かつ、これによって被った損害の賠償を請求することができます。

第20条(契約の当然終了)

下記の各号に該当するときは、加入契約は当然に終了するものとします。

1. 第7条第3項の場合において、甲施設または乙施設の修復に要する費用が多額であって、甲または乙のいずれかが修復を希望しない旨を相手方に通知したとき。

2. 第13条第1項の場合において、移設先がサービス提供区域外であるときまたは引込工事が不可能なときであって、甲がその旨を乙に通知したとき。

第21条(契約終了後の措置)

解約、解除またはその他の事由によって加入契約が終了したときは、下記に従って処理するものとします。

1. 乙は、既に支払い済みの加入契約料及び各種の料金の返還を請求することができません。

2. 乙は、未払の加入契約料及び契約終了日までの各種の料金その他の金銭債務の未払額

の全額を、契約終了日後1月以内に甲に支払うものとします。

3. 甲は、契約終了日後任意の日に甲施設及び保安器を撤去します。この場合、乙は、甲または甲が指定する業者が行う撤去工事に一切異議を述べることができず、かつ、乙の所有または占有する敷地もしくは家屋その他の構築物に対して撤去工事に通常伴う損傷が生じた場合にも、甲に対し、損害賠償その他一切の請求をすることができません。

4. 前号の撤去工事に要する費用のうち、甲施設の撤去工事に要する費用は甲の負担とし、乙施設の撤去工事に要する費用は乙の負担とします。

第22条（約款の改正）

甲は、この加入契約約款を変更する必要がある場合、乙に通知することなく、この約款の一部を改正することができるものとします。

第23条（定めのない事項）

加入契約及びこの約款に定めのない事項については、甲と乙は、加入契約締結の趣旨に即して、誠意をもって協議のうえ円満に解決するものとします。

付 則

この約款は平成15年7月1日から施行します。

料金規定

加入者の区分	加入契約料	保安器の追加	保安器月額利用料
日南町に住所を有してサービスを受ける者(1世帯単位)	注1、注2 30,000円	1増すごとに 30,000円 (免除規定なし)	注3 無 料
町内の事業所や店舗で、居宅と別枠で加入する者	注2 30,000円		
住民票のない世帯や賃貸を目的とする共同住宅	注2 30,000円		
公のために使用されると町長が認められた施設	なし		

注1：平成16年1月末までに加入申込書を提出した場合、加入契約料を免除します。

注2：日南町タウンズネット加入時に日南町が指定する第三者のケーブルテレビに新たに加入したか、加入することが確実な場合、加入契約料を免除します。

注3：NHKのテレビ受信料(衛星放送受信料も含む)は除きます。